

## 木造住宅を耐震改修する方へ

# 湯河原町では耐震改修工事の補助をしています

地震に強い安全なまちづくりを推進するため、町民の皆様が居住する木造住宅について、補強工事の経費に対する補助金を交付しています。

区分	補助額
耐震診断	経費の1/2(上限 50,000 円)
補強設計	経費の1/2(上限 100,000 円)
耐震改修工事	経費の1/2(上限 300,000 円)
	現場監理費:経費の1/2(上限 50,000 円)

### 対象となる住宅(共通)

- 平成 12 年5月 31 日以前に建築された一戸建て住宅、二世帯住宅若しくは兼用住宅
  - ※平成 12 年6月 1 日以後に増築され、又は改築されたものを除く
  - ※兼用住宅は延べ床面積 70%以上が住宅用途のもの
- 町内に存する木造住宅の在来軸組工法建築物(ツーバイフォー工法・プレハブ工法等を除く)

### 補強設計の対象

- 本制度による耐震診断の総合評点が 1.0 未満の木造住宅
- 耐震診断技術者が設計したもの

### 改修工事の対象

- 上記の補強設計の補助金交付決定を受けているもの
- 耐震診断技術者の設計による工事を行うもの

### 補助金交付の対象となる方

- 対象の住宅を所有し、居住する方及びその配偶者、または 1 親等(父母又は子)の親族の方

※町税等を滞納している者及びその者を含む世帯に属する者は、交付を受けることができません。詳しくはまちづくり課までお問合せください。

## 交付申請に必要なもの

※事前に協議が必要になりますので、診断を受ける前に湯河原町へご相談ください。

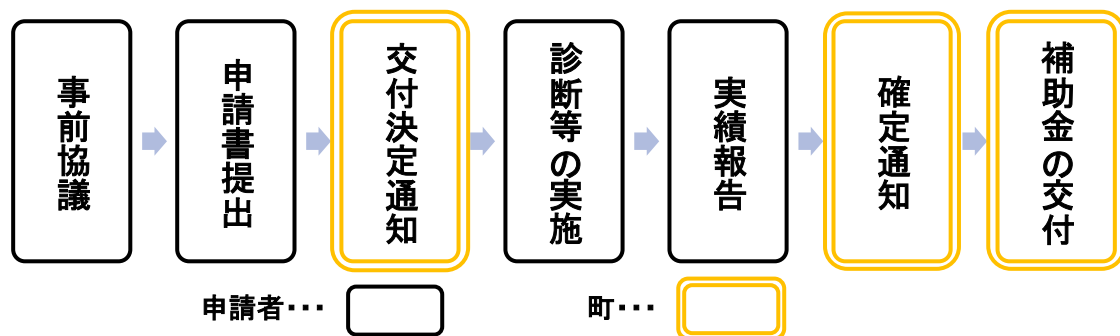
区分	書類
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書(様式第1号)</li> <li>・対象住宅の位置を示した地図</li> <li>・現況の写真</li> <li>・建築年月日を証明する書類</li> <li>・建築物の所有者及びその建物への居住者を証明する書類</li> <li>・耐震診断技術者が建築士であることを証する書類の写し</li> <li>・耐震診断技術者の木造耐震診断資格者講習の講習修了証明書等の写し</li> <li>・耐震診断に関する見積書の写し</li> </ul> <p>※申請者が本人でない場合は委任状も必要です</p>
補強設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断の結果がわかる書類及び図面の写し</li> <li>・補強設計に関する見積書の写し</li> </ul>
耐震改修工事 (現場監理費含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修工事の施工前及び施工後の状態がわかる図面</li> <li>・工程表</li> <li>・耐震改修工事等の見積書の写し</li> </ul>

※場合により、上記以外の書類をご提出いただくことがあります。

※年度内の申請受付については12月末までとなり、申請区分の完了実績報告書を2月末までに提出する必要があります。それ以降の申請については、次年度での補助となります。

※補助金の交付については、予算の範囲内での交付となります。

## 申請の流れ(フローチャート)



※制度の詳細については、「湯河原町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱」をご覧ください。

お問合せ先 : 湯河原町役場 まちづくり課 計画係  
 〒259-0392 神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-2-1  
 電話:0465-63-2111(内線 522~523) FAX:0465-64-1401